

奈良県告示第三百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域として平成二十一年十月奈良県告示第百九十四号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成三十年二月九日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
曽爾村太良路（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおりに	奈良県宇陀土木事務所及び曽爾村役場総務課
曽爾村太良路（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおりに	奈良県宇陀土木事務所及び曽爾村役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。